

議事要旨

会議名称	第1回 犯罪被害者等支援審議会
開催日時	令和8年4月22日(水) 午後3時～午後4時45分
開催場所	渋谷区文化総合センター大和田8階 渋谷インクルーシブシティセンター〈アイリス〉会議室
次第	<p>議題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付</li> <li>・諮問</li> <li>・委員紹介</li> <li>・報告及び今後のスケジュール</li> <li>・渋谷区犯罪被害者等支援条例（案）について</li> <li>・支援内容について</li> <li>・その他</li> </ul>
出席者	<p>【委員】</p> <p>大塚委員（会長）、阿久津委員、伊藤委員、入江委員、奥田委員、齊藤委員、佐藤委員、西田委員、堀出委員、前田委員、三縄委員（代理：吉田被害者支援推進員）</p> <p>【事務局】</p> <p>事務局長、総務部長、総務部インクルーシブシティ推進課長、危機管理対策部安全対策課安全対策主査、福祉部長、こども家庭部長、教育委員会教育指導課長、教育委員会教育センター所長、インクルーシブシティ推進係長、インクルーシブシティ推進係主任、インクルーシブシティ推進係主事</p>
公開及び非公開	公開
傍聴者数	0人
主な内容	<p>概要は以下のとおり。</p> <p>【議題1 委嘱状交付】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委員11名に対し委嘱状を交付（欠席者3名は後日交付） 任期：令和8年4月22日から令和10年4月21日まで</li> <li>・会長：大塚淳子委員を互選により選任</li> <li>・会長職務代理：小川真理子委員（後日承諾確認）</li> </ul>

## 【議題2 諮問】

区長より、以下の事項について諮問を行った。

- ・犯罪被害者等支援条例案について
- ・犯罪被害者等への支援について

## 【議題3 委員紹介】

- ・学識経験者、警視庁の警察官、医療関係者、犯罪被害者等幅広い分野から委員が参画
- ・事務局の紹介

## 【議題4 報告及び今後のスケジュール】

### ○報告内容

- ・令和7年度に「あり方検討会」を3回開催し、条例骨子案を作成
- ・条例の基本的考え方
  - … 被害届の有無に関わらない支援
  - … 関係機関との連携
  - … 途切れない支援体制
- ・意識調査及び庁内研修の報告
- ・今後の審議会及び条例制定スケジュール

### ○主な意見

- ・職員研修の充実  
(外部機関の教材活用、多様な講義形式、eラーニング等)

### ○今後の方針

- ・パブリックコメント実施後、条例案を段階的に確定
- ・庁内研修及び啓発を継続的に実施

## 【議題5 渋谷区犯罪被害者等支援条例（案）について】

### ○報告内容

- ・あり方検討会の意見を反映した条例案の説明
- ・文言整理等の修正内容の報告

### ○主な意見

#### ▶ 条例文、表現の整理について

- ・「犯罪等」については、犯罪被害者基本法において心身への有害な影響も含まれる点を踏まえ、特に性被害等、刑事上の認定に至ら

ない場合でも支援対象となり得ることや、被害者として尊重され支援につながる可能性が区民に分かる表現とする必要がある。

- ・「困難になった者への支援」という表現については、条件を過度に限定してしまう恐れがあるため、当該文言の要否を含め整理し、「生活支援」や「住居支援」等、それぞれの項目が何を指しているのか分かりやすくするため、簡潔な記載とすることが望ましい。
- ・現行の条文では、区職員と支援従事者がそれぞれ対象とされているものの、その区分が明確に読み取れず、両者の違いが分かりにくいいため、整理が必要である。
- ・「支援従事者」がどのような関係機関に属する者を指すのかについて、条文上明確に読み取れるよう、定義規定に追加するか、又は当該規定の表現を見直す等、整理を行う必要がある。

▶ 支援対象の考え方について

- ・「犯罪等」や「犯罪被害者等」の定義について、刑事事件として立件されない場合や、被害を訴えづらい性被害等も相談の対象に含まれることが伝わるよう、分かりやすい工夫が必要である。
- ・犯罪被害を受けた当該児童・生徒本人だけでなく、その兄弟姉妹への影響も大きいことから、こうした家族への支援について検討する必要がある。

▶ 相談体制、人材について

- ・相談窓口の設置に留まらず、専門性を有する相談員の位置付けや役割について、改めて整理する必要がある。

▶ 学校における教育について

- ・学校関係者との連携による予防教育についても、より一層充実を図る必要がある。

○今後の方針

- ・文言・構成整理を行う
- ・委員意見を踏まえ、次回審議会で条例案を概ね確定

**【議題6 支援内容について】**

○報告内容

- ・支援の体系を整理  
(経済的支援、相談支援、居住支援、家庭・社会生活支援、性犯罪被害者への緊急支援等)
- ・東京都の制度との関係や、既存サービス活用の可否を確認

○主な意見

▶ 支援対象・要件について

- ・交通事件や軽傷事案について、相談対象外と誤解されることのないよう、相談は幅広く受け止める仕組みであることを明確にすべきである。

▶ 相談支援について

- ・「相談支援」の具体的内容が、いわゆる法律相談を想定される書きぶりになっているため、説明内容が誤解を生じないよう、表現について配慮が必要である。
- ・経済犯罪被害者の相談にも対応できるよう検討してほしい。

▶ 家庭生活・社会生活支援について

- ・一時保育や託児費用助成について、事業者によるサービスに限らず、親族等によるインフォーマルな支援が重要な役割を果たす場合もあるため、そのような支援についても、助成や支援につなげる方法を検討する必要がある。
- ・被害者にとって、一時的に子どもを預けることができる環境の確保は重要であり、自ら探す負担を減らすためにも、費用助成だけでなく、保育場所の確保を含めた迅速な支援の提供について検討が求められる。

▶ 性犯罪被害を受けた方への緊急支援について

- ・警察や支援機関につながった方への支援に加え、被害届の提出や相談が困難な方にも支援が届くよう、配慮した仕組みの検討が必要である。

▶ その他

- ・被害後に医療機関や相談機関を被害者自身が探すことは困難であるため、カウンセリングを受けることができる医療機関や支援機関について、分かりやすい情報提供が必要である。
- ・今後、TIC（トラウマ・インフォームド・ケア）の視点を踏まえた研修や支援の推進が望まれる。

○決定事項

- ・支援内容の詳細は要綱で定める方針

○今後の方針

- ・支援内容は令和8年11月頃までに検討し、要綱案を作成予定
- ・委員の意見を踏まえ、柔軟な制度設計を検討

**【議題7 その他】**

○報告内容

- ・ 条例制定に向けた基本的考え方についてパブリックコメントを実施  
実施期間：令和8年5月1日から5月22日まで

○課題

- ・ 区民にとって理解しやすい周知方法及び内容とする必要がある

○決定したこと

- ・ 区ウェブサイト、区ニュース、公式LINE等で周知を行う

○今後の方針

- ・ パブリックコメント結果を次回審議会で報告する

最後に、事務局から次回の会議スケジュールを確認し、閉会とした。